公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１００１号
北海道千歳市本町５丁目1502番地の13
債務者　塩谷　圭一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
滋賀県長浜市五村11番地
債務者　西野　太郎
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第３０７４号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目５番地の１　Ｄ１―401
債務者　髙井美也子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３２号
大阪府摂津市正雀本町１丁目18番15号
債務者　大武　正人
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９２号
大阪府茨木市南安威１丁目２番40号
債務者　髙橋　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２４号
札幌市手稲区富丘２条３丁目13番16号
債務者　帆足　輝幸
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　直継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢田中１番地
債務者　藤原　敏文
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２０５３号
大阪市東淀川区豊新４丁目18番20号
債務者　清友　容子（旧姓大道）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國重　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１４号
大阪市中央区南船場１丁目10番12―1002号ローゼンビル、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目８番41号
債務者　カーランド　アヴァンツこと　西本　正明
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７１号
大阪府豊中市旭丘１番２―1007号、前住所大阪府豊中市東豊中町２丁目６番60―309号
債務者　岡嶌三和子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９９号
奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目12番７―303号、前住所大阪府吹田市山田西２丁目８番Ａ９―509号
債務者　山本　　奏
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木暮　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６３号
大阪市西淀川区中島１丁目18番43号
債務者　榊原　博樹
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８７号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目10番22―101号
債務者　根本　芳次
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾波　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３５８号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―1201号、前住所大阪市都島区中野町５丁目14番３―412号
債務者　南森町不動産こと　野澤　裕二
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　昭悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３号
札幌市厚別区大谷地東５丁目７番10号　大谷地病院内
債務者　宮田　雅昭
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百武　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６６８号
大阪府枚方市牧野本町１丁目12番10号
債務者　辻本美恵子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部